

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	健康増進事業関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西尾市は、健康増進事業関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

愛知県西尾市長

公表日

令和6年9月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進関係事務
②事務の概要	健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業「歯周疾患検診」「骨粗鬆症検診」「肝炎ウイルス検診」「がん検診(胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がん)」を実施している。 受診者がマイナポータルを通じて検診結果を閲覧・活用可能となるPHR(パーソナル・ヘルス・レコード)制度の実施に伴い、各検診結果を個人番号と紐付け中間サーバーに副本登録する。
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表項番111
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康課
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部健康課 445-0071 西尾市熊味町小松島32番地 0563-57-0661
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部健康課 445-0071 西尾市熊味町小松島32番地 0563-57-0661

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	5.評価実施機関における担当部署②所属長	健康課長 中村 肇	健康課長 岩瀬 茂樹	事後	
平成31年4月1日	5.評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	健康課長 岩瀬 茂樹	健康課長	事後	
平成31年4月1日	IV-1 リスク対策	項目なし	リスク対策を追加	事後	評価書の様式変更による
令和3年4月1日	II-1 対象者数	平成26年12月8日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	II-2 取扱者数	平成26年12月8日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年3月10日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	実施しない	実施する	事前	情報提供ネットワークシステムへの情報連携を実施予定のため
令和4年3月10日	I 関連情報 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		1 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号 別表第二 102の2の項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条 2 情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号 別表第二 102の2の項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条	事前	情報提供ネットワークシステムへの情報連携を実施予定のため
令和4年3月10日	I 関連情報 1.個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業「歯周疾患検診」「骨粗鬆症検診」「肝炎ウイルス検診」「がん検診(胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がん)」を実施している。受診者がマイナポータルを通じて検診結果を閲覧・活用可能となるPHR(パーソナル・ヘルス・レコード)制度の実施に伴い、各検診結果を個人番号と紐付け中間サーバーに副本登録する。	事前	情報提供ネットワークシステムへの情報連携を実施予定のため
令和4年3月10日	I 関連情報 1.個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		団体内統合宛名システム、中間サーバーを追加	事前	情報提供ネットワークシステムへの情報連携を実施予定のため
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目 いつの時点の計数か II-1 対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目 いつの時点の計数か II-2 取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	IIしきい値判断項目 いつの時点の計数か II-2 取扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年9月3日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1の76の項	番号法第9条第1項及び別表項番111	事後	
令和6年9月3日	I-4 ②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号 別表第二 102の2の項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条 2 情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号 別表第二 102の2の項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項	事後	